

高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策

- 1 歩行困難者等に係る避難安全対策は、一時避難エリアまでの水平避難と、一時避難エリアから避難階までの垂直避難の2段階で実施するものとし、水平避難の完了を第一目標に活動に当たる。
- 2 避難誘導用エレベーターを活用した避難安全対策は、おおむね次の手順により実施する。
 - (1) 一時避難エリア（特別避難階段附室）前に配置についた避難誘導班員が、在館者の誘導を実施しつつ、通常避難可能者と歩行困難者等とを振分け、通常避難可能者を階段で避難させるとともに歩行困難者等を一時避難エリアに待機させる（水平避難の実施）。
 - (2) 当該階の全在館者の水平避難が完了した時点で、当該階における歩行困難者等の待機状況を防火対象物自衛消防隊長へ報告し、自衛消防隊員は歩行困難者等とともに一時避難エリアで待機する。
 - (3) 防火対象物自衛消防隊長は、一時避難エリアで待機する歩行困難者等の状況を早期に取りまとめ、垂直避難の手段として避難誘導用エレベーターの活用を決定する。
 - (4) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物本部隊のうちから避難誘導用エレベーター1基につき1名以上の者を避難誘導用エレベーターの操作専従員として指定し、歩行困難者等の救出に向かわせる。操作専従員は、避難誘導用エレベーターの操作に習熟している者（防災センター要員講習修了者等）を指定する。
 - (5) 目的階に到着した避難誘導用エレベーターに歩行困難者等を乗せ、避難階まで誘導する。
 - (6) 避難誘導用エレベーターが避難階に到着した後、同乗していた自衛消防隊員又は避難階で待機していた自衛消防隊員により歩行困難者等を屋外まで誘導する。
- 3 避難誘導用エレベーターが使用できない場合を考慮し、階段用車いす、簡易担架等の避難用資器材を準備する。（場所：_____）
- 4 歩行困難者等がスムーズに避難することができるよう、放送設備を有効に活用する。
- 5 垂直避難は出火階及び直上階を優先して行うものとする。
- 6 防火対象物地区隊の避難誘導班は、防火対象物本部隊と協力し、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導に当たる。